

大田市歯科医師会自動体外式除細動器貸出事業実施要綱

(本事業の目的)

第1条 この事業は、大田市内で開催される多くの住民が集まるイベント等に対し、自動体外式除細動器(以下「AED」という。)の貸出しを行い、その会場等に配置させることにより、参加者が突然、心臓機能停止状態に陥った場合、救命活動を迅速に行うことにより救命率の向上を図る。

また、AED をイベント会場等に設置することにより、市民や民間団体等が AED の意義、有効性、必要性についての理解を深め、各施設において AED 設置の促進を図ることを目的とする。

(貸出機器)

第2条 本事業の貸出機器は、大田市歯科医師会会員が設置している AED とする。

(貸出しの要件等)

第3条 この事業における AED の貸出し使用権は、次のとおりとする。

- (1) 大田市内で行なわれるスポーツ大会や健康増進行事、各種イベントで、この事業の目的に合致すると貸出し歯科医院長が認める行事等(以下「対象イベント」という。)とする。
- (2) AED 貸出しは、対象イベントを主催する団体等へ行なうものとする。
- (3) AED 貸出しについては、原則として、普通救命講習、上級救命講習、その他これらに類する講習を修了した者が、対象イベントの期間を通じて、その会場に配置されるものとする。
- (4) 営利目的に使用しないこと。
- (5) 対象イベント開催時には、主催者によって、会場に AED が備えられていることを表示または広報すること。

(貸出期間)

第4条 AED の貸出期間は、貸出しを行なう歯科医院の休診日の範囲内とする。

(貸出しに要する経費)

第5条 この事業における AED の貸出しに要する経費については次のとおりとする。

- (1) 貸出しは無料とする。ただし、貸出しを受けている期間における当該 AED の運搬、維持管理等に要する経費は、借り受けた団体等において負担するものとする。
- (2) 貸出し期間中、救急活動の実施に際し使用した電極パッド、その他除細動器に付属する消耗品に係る経費は、借り受けた団体等において負担するものとする。

(貸出手続き)

第6条 この事業における AED の貸出し時の手続きは次のとおりとする。

- (1) 貸出しを受けようとする団体等の代表者は、原則として、貸出しを受けようとする日の1ヶ月前の日までに、大田市消防本部大田消防署救急係(以下「大田市消防本部」という。)へ、イベント名称、開催期間、借用期間、消防本部等が実施する普通救命講習、上級救命講習、その他これらに類する講習を修了した者の有無を連絡する。
- (2) 大田市消防本部は、貸出しの要件に適合すると判断した場合、イベントの開催場所の最寄りの貸出し歯科医院に貸出しの可否(可の場合は、借り受け日時等)を確認する。否であった場合は、順次近い貸出し歯科医院に確認する。

- (3) 大田市消防本部は、貸出し歯科医院が決定したならば、貸出しを受けようとする団体等の代表者に連絡し、AED 借用申請書(様式第1号)による申請並びに借り受け日時等を伝える。
- (4) 貸出しを受けようとする団体等の代表者は、貸出し歯科医院に AED 借用申請書(様式第1号)により申請する。
- (5) 貸出しを受けようとする団体等の代表者は、借り受ける日時に直接貸出し歯科医院に行き借り受けるものとする。

2. 返却時の手続きは次のとおりとする。

- (1) 借り受けた団体等の代表者は、対象イベント終了後、AED 返却確認書(様式第2号)に必要事項を記載し、AED とともに返却する。
- (2) 貸出し歯科医院は、返却の際、借り受けた団体等の代表者とともに、AED 返却確認書(様式第2号)チェックリストに沿って確認を行い、異常がないと認めた場合、返却完了とする。
- (3) 実際に AED を使用した場合は、AED 使用報告書(様式第3号)を、故障、破損又は紛失した場合、AED 破損等報告書(様式第4号)を、貸出し歯科医院に提出するものとする。

(貸出し中の管理等)

第7条 借り受けた団体等は、当該 AED を常に良好な状態で管理し、使用するものとする。

- (1) 借り受けた団体等は、AED を処分、転貸又は譲渡してはならない。
- (2) 当該 AED を故障又は破損させた場合(故意又は過失も含む。)には、借り受けた団体等の負担において原状回復を行なうこととする。
- (3) 借り受けた団体の構成員、第3条の規定に基づき配置された者又は当該 AED を使用した者の責に帰すべき理由により、他人の生命若しくは身体を害したとき又は他人の財物を滅失、破損若しくは汚損させたときは、貸出しを受けた団体等がその損害を賠償することとする。

(返還)

第8条 貸出し歯科医院長は、貸出しの要件に合わないことが判明した場合は、貸出し期間中であっても AED を返還させることができるものとする。

(損害賠償責任)

第9条 大田市歯科医師会々長、貸出し歯科医院長、及び大田市消防本部は、AED の使用により生じた事故に対しては一切の責任を負わない。

附則

この告示は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。